参　与　　定刻となりましたので、ただいまから第５回農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時００分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。
欠席の届け出が４番、伊藤隆康委員、５番、鈴木正雄委員、７番、信田浩則委員、２３番、佐藤吉男委員から出されておりますので、ただいまの出席者は２０名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
また、今回の農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件に関連し、担当の農地利用最適化推進委員、大曲地域の藤田昭男委員、協和地域の加藤末道委員からも出席をいただいております。
それでは私から、１０月１０日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております平成２９年１１月総会までの業務報告書をごらん願いたいと思います。
１０月１０日には、第４回農業委員会総会を委員２１名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催しております。
１０月１２日には、第１０回大仙市農業元気賞表彰式並びに受賞祝賀会が大曲エンパイヤホテルで開催され、会長と私が出席しております。
今回の受賞者は花館の佐々木徳胤、こずえさん夫妻、中仙地域豊川の田村誠賢さんの１組、１人でありました。ちなみに、田村誠賢さんは当農業委員会農業委員の田村誠市の息子さんでございます。おめでとうございます。
１０月１７日は、農地情報公開システムの操作講習会があり事務局が出席しております。
１０月２４日から２５日には、先ほど会長が申しましたように全国農業担い手サミットｉｎこうちが開催され、会長が出席しております。
１０月２７日には、農用地利用調整会議が神岡支所情報活動室において、会長、推進委員３名の出席をいただき開催し、今回上程する農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件について審議をいただいております。また、午後からは秋田県農業会議の第１９回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長、事務局が出席しております。内容については農地法４条、５条の諮問に係る審議でございます。
１１月２日には、由利本荘市文化交流館カダーレで秋田県農業委員大会が開催され、農業委員２１名、推進委員１９名の参加をいただいております。また、終了後、大曲エンパイヤホテルにおいて来賓１３名、４８名の委員の参加をいただき、市当局及び議員の方々との交流懇談会を開催しております。
以上、主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、９番、伊藤悟委員、１０番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成２９年１１月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１ページ、１番をご説明ください。売買による所有権移転です。
移転する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○５４歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６６歳です。
申請理由といたしまして、譲受人の○○○○は○○○○所有で自宅の隣接地である当該地が自家野菜等の耕作に便利であるため、同じく○○○○所有で自宅の隣接地である宅地と一緒に購入したいと考え、○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものであります。
売買価格は○○○○で１０アール当たりに割り返しますと○○○○○○○○○○と高く設定されておりますが、先ほど説明したとおり宅地と一緒に購入し、どうしても自己所有地にしたいということからこの価格で両者同意したものであります。

続きまして、２番をご説明いたします。
農地の所在が強首○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○の１筆です。
所有権の無償移転で、譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由は、○○○○と○○○○の先代が約３０年前に農地の贈与の約束を行い、○○○○が耕作を行っていたものですが、今回改めて農地法３条の申請を行うものです。

次に、３番を説明します。
所有権無償移転する農地は、北長野○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外１３筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○です。
理由は、○○○○の高齢のため、このたび親子間贈与をすることになったものであります。

続きまして、９ページ、７番をごらんください。
贈与による所有権移転です。
農地の所在が、協和船岡○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○外田１筆、計２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○７６歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６２歳です。
申請理由といたしまして、譲受人の○○○○は譲渡人の○○○○○○の甥に当たり、先代同士で贈与する約束がされておりましたが実行されておらず、今回申請するものです。また、○○○○はもともと当該地を耕作しており、来年以降、経営規模を拡大する意向です。

続きまして、１０ページから１１ページ、８番をごらん願います。

使用貸借権の更新です。
貸し付けする農地は南外○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○○○○○○外田２０筆、計田２１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○８４歳、借受人は、同住所の○○○○○○５１歳、認定農業者です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は１０年です。

１３ページ、１０番をごらんください。
移転される農地は、大仙市高梨○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○○○○１筆です。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○で、２名の共有地です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６１歳です。
理由といたしましては、○○○○○○は当該農地と隣接宅地を相続により取得しましたが、遠方に住んでいるため、以前からこの農地の処分を考えていました。宅地については住宅新築のため、周辺で適地を探していた○○○○○の息子さんである○○○○○○さんに売却することで話がまとまり、現在は○○○○○○がここに居住しております。しかし、当該農地が宅地に付随する農地であることから、このたび、○○○が贈与により無償譲渡したい旨○○○○○○に伝えましたら、○○○○○○はこれまで農業経験がなく、農業経営に不安があるため、父である○○○に相談したところ、農業経験のある○○○が譲り受け、畑にして自家野菜畑として活用するとのことで申請があったものです。

同じく１３ページ、１１番をごらんください。
使用貸借の更新です。
設定する農地は、大仙市太田町斉内○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○外田３筆、計４筆で面積○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○８３歳、借受人は、○○○○○○○○○○５２歳です。
申請理由は、経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は１０年となっております。

議案第１号について、今説明しました７件のほかに、無償所有権移転２件、使用貸借権の設定更新が２件ございます。
１４ページの農地法第３条の調査書をごらんください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成２９年１１月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請についてご説明いたします。
１５ページ、１番でございます。
また、位置図及び配置図につきましては、資料の１ページと２ページをごらんください。
転用する農地は、角間川町○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○外１筆、計２筆の○○○○○○○○○○です。
申請人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしましては、○○○○は認定農業者で、規模拡大により現在作業所が狭所になったことから、作業所を移転、新築するものでございます。作業所のほかに農業用の車両置き場及び資材置き場等に使用するものでございます。
図面でお示しのとおり、当該農地と、後ほど議案第３号の３番で上程されております農地法第５条申請の農地、これにつきましては父名義の農地を無償で借り受けることになっておりまして、こちらと一体的に転用する計画であり、合わせた事業面積は○○○○○○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該農地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域と定めた区域内にあることから、農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地は原則許可できませんが、農用地利用計画において農業用施設に転用する場合は、農地法第４条第２項ただし書きの規定により例外的に許可できることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第４条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。
以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願いご審議いただきますようお願いいたします。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

高橋委員　　１７番、高橋です。
１０月２７日に佐藤昇推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。事務局の説明どおり問題ありませんので、何とかよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成２９年１１月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第３号１番の「農地法５条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案件は、○○○○○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○○○○○○○　退席）

参　与

１６ページ、１番を説明します。資料は３ページ、４ページとなります。
所有権移転による転用で、農地の所在が豊川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、現在、社員駐車場がなく、農業用施設敷地内の通路を駐車スペースとして使用しておりますが、作業に支障があることから、新たに社員用駐車場を設けるものであります。
売買価格は１平方メートル当たり○○○○、総額○○○○○○○○○○となっております。
許可基準における立地基準については、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため、第１種農地に区分され、原則ではできませんが、申請内容が農地法施行規則第３３条第４項の業務上必要な施設で集落と接続して設置されるものと認められることから、例外規定に該当し許可できるものと判断しました。
また、一般基準についても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しました。
なお、本日、担当の信田委員は欠席しておりますが、１１月１１日、信田委員及び担当の推進委員の方から現地確認をしていただき、問題ない旨確認をいただいております。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号１番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号１番の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
○○○○○○○○○の入場を求めます。

（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　入場）

議　長

次に、議案第３号２番から１７番の「農地法５条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

続きまして、２番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の５ページと６ページをごらんください。
転用する農地が、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
売買による所有権移転を受け、一般住宅を建築するものでございます。
譲渡人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。譲受人が、〇〇です。
転用理由は、譲受人家族は現在アパート住まいでございますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を新築するものでございます。
売買価格は１平米当たり〇〇〇〇〇〇〇〇〇、総額で〇〇〇〇〇となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は前面市道下に上下水道の本管が埋設されており、かつ５００メートル以内に小学校、保育園、公民館等の公共施設、教育施設が存在することから、第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号の（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。

続きまして、３番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の１ページと２ページでございます。
転用する農地が、角間川町〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇外２筆、計３筆の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
使用貸借権の設定で、貸付人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、借受人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
理由といたしましては、父名義の農地を無償で借り受け、先ほどご承認いただきました４条申請の自己所有農地とあわせて、農作業場及び農業用車両置き場等として一体的に転用するものでございます。
使用貸借期間は２０年です。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域と定められた区域内にあることから、農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地は原則許可できませんが、市が定める農用地利用計画において農業用施設に転用する場合は許可できることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、１７ページ、４番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の７ページと８ページをごらんください。
転用する農地が、飯田〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外３筆、計４筆の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
売買による所有権移転を受け、店舗、工場を建築する転用でございます。
譲渡人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。譲受人が、〇〇〇です。
転用理由といたしましては、譲受会社の大曲店は現在、国道１３号線バイパス沿いの〇〇にて営業しておりますが、店舗の老朽化と集客率の悪化を改善するため、交通の利便性にすぐれている当該地

を譲り受け、移転新築するものでございます。
売買価格は平米当たり○○○○○○、総額○○○○○○○○となっております。
本案件につきましては、都市計画法の開発許可を伴うものですが、都市計画課に確認したところ、これまで何回か協議を行い、来週中には申請が受理される予定と伺っております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地は都市計画法第８条第１項１号に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。第３種農地は許可することができることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、５番を説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、９ページと１０ページをごらんください。
転用する農地が、戸蒔○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
賃貸借権を設定し、駐車場とする転用でございます。
貸付人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。借受人が、○○○です。
転用理由は、借受会社は市内に４店舗営業しておりますが、戸蒔店における業務拡大のため、敷地が狭小になることから、店舗に近い当該地を従業員１３人分及び営業用車３台分の駐車場とするものでございます。
設定期間は２０年、賃借料は年額○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地に該当しますが、申請に係る土地の周辺の地域において業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものに該当することから、施行規則第３３条第４号の規定により例外的に許可できるものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件につきましては、ことし７月７日開催の農業委員会総会におきまして、農業振興地域からの除外の同意をいただいた案件となっております。

１８ページの６番をご説明いたします。
位置図及び配置図は資料１１ページ及び１２ページとなっております。
物置及び駐車場設置のための転用です。
転用する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲受人の○○○○は親子で内装業を営んでおりますが、資材を管理する物置、職員及び来客用の駐車スペースがないことから、冬期間雪捨て場として借りていた当該地を所有したいと考え、○○○○に相談したところ、○○○○が無償で譲渡してもよいと回答していただいたもので申請したものであります。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は３００メートル以内にＪＲ神宮寺駅があることから第３種農地に該当いたします。第３種農地は原則許可できることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、同ページの７番をご説明いたします。
位置図及び配置図は資料１３ページ及び１４ページをごらんください。
一般住宅建築のための転用です。
転用する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○外１筆、計２筆、面積○○○○○○○○○○です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲渡人の○○○○○○は高齢であり介護が必要になったことから、○○○○○○○○○○○○○が当該地に新たに介護に適したバリアフリー住宅を建築するため申請したものであります。
なお、現在の住宅につきましては老朽化が著しいことから、新たな住宅建築後解体し、農作業用の機械置き場や農作業場にする予定であります。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第１種農地と区分されますが、農地法施行規則第３３条第４号、土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
なお、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、本案件は７月７日開催の大仙市農業委員会総会におきまして、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

次に、１８ページ８番から２２ページ１０番を、関連がありますので一括で説明します。
資料は１５ページ、１６ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
初めに、８番の農地の所在が、長野○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○外９筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
採取地として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
次に、９番の農地の所在が、長野原○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○外４筆、合計○○○○○○○○○○○。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
表土置き場として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
次に、１０番の農地の所在が、長野○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
表土置き場及び運搬路として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
いずれも設定期間は許可日から１年間となっております。
次に、２３ページ、１１番を説明します。
資料は１７ページ、１８ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
１件目の農地の所在が、下鴬野○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
採取地として使用され、１平方メートル当たり賃借料は○○○○となっております。
２件目の農地の所在が、下鴬野○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
採取地として使用され、使用貸借による貸し付けとなります。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
いずれも設定期間は許可日から１年間となっております。
次に、１２番と２４ページ、１３番を関連がありますので一括で説明します。
資料は１７ページ、１９ページとなります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
初めに、１２番の農地の所在が、下鴬野○○○○○○番、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

採取地として使用され、１平方メートル当たり賃借料は○○○○となっております。
次に、１３番農地の所在は、下鴬野○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
表土置き場と運搬路として使用され、１平方メートル当たり賃借料は○○○○となっております。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
いずれも設定期間は許可日から１年間となっております。
８番から１３番の許可基準における立地基準については、いずれも農用地区域内の農地であるものの、一時的な転用であること、事業目的達成のため代替性がないこと、また、当該事業により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、許可要件を満たしていると判断しました。
また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断しました。

次に、１４番と１５番は関連がありますので一括で説明します。
資料は２０ページから２２ページとなります。
初めに、１４番の農地の所在が、長野○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外２筆、合計○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、建物解体に伴う産業廃棄物の中間処理を行う資材置き場を設けるため転用するものであります。
設定期間は２０年、賃借料は年額○○○○となっております。
次に、１５番の農地の所在が、長野○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○外１筆、合計○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。借受人は１４番と同様の○○○○○○○○○○です。
理由は、事業拡大に伴うトラック及び従業員の駐車場が手狭であるため、新たに駐車場を設けるものであります。
設定期間は２０年、賃借料は年額○○○○となっております。
許可基準における立地基準については、いずれも市役所中仙支所庁舎から３００メートル以内にあることから第３種農地に区分され、許可できるものと判断しました。
また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断しました。

２５ページ、１６番をごらんください。
位置図及び配置図につきましては、資料２３ページ及び２４ページをごらんください。
転用する農地は、大仙市板見内○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積は○○○○○１筆です。
露天資材置き場造成のための転用です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由といたしましては、借受人である○○○○○○は、一般土木及び住宅解体業を営んでいますが、現在の資材置き場が手狭となったため、現在の資材置き場より国道に近い申請地及び宅地を借り受けて資材置き場とするもので、設定期間は２０年です。
２３ページの資料をごらんいただきたいのですが、白抜きになっている部分については、以前住宅が建っており、現在は更地となっております。今回、転用申請した農地は色つきの部分で、この地域は平成２年に圃場整備が完了しており、その際、宅地に付随していた従前の畑がこのような形で換地されたものであります。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地であることから、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４項により、住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして立地基準における許可基準を満たしているもの

と判断いたしました。
　また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
　なお、この案件は、７月７日開催の第８回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

　同じく、２５ページ、１７番を説明いたします。
　位置図及び配置図は資料の２５ページ、２６ページをごらんください。
　資材置き場拡張のための転用です。
　転用する農地は、大仙市太田町横沢○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○外１筆、計田２筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
　譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○７５歳、譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
　転用理由といたしまして、譲受人は鉄工業を経営しており、事業規模の拡大に伴い鉄鋼資材、製品置き場が手狭になってきたので、現在の資材置き場に隣接する当該農用地を譲り受けて資材置き場を拡張するものです。
　売買価格は総額○○○○、１平方メートル当たり○○○○○○です。
　農地転用の許可基準における立地基準につきまして、申請農地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３５条第５号に規定する既存の施設の拡張で、拡張部分が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに該当するため、例外的に許可できる農地であると判断いたします。
　また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。
　なお、本案件は、平成２９年７月７日開催の大仙市農業委員会総会におきまして農振除外案件として同意された案件でございます。

議　長
　事務局からの説明が終わりました。
　これより、現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
　案件２番についてお願いいたします。

判田委員
　１４番、判田です。
　議案第３号２番につきまして、去る１０月２７日午後、担当職員と現地調査いたしました。
　ただいまの説明どおり、特に問題がないことを報告いたします。
　以上です。

議　長
　ありがとうございます。
　案件３番についてお願いします。

高橋委員
　１７番、高橋です。
　先ほどご承認いただきました第４条の案件と同じ場所でございます。事務局の説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　長
　ありがとうございます。
　案件４番並びに５番についてお願いします。

渡邊委員
　１８番、渡邊です。
　先般、４番並びに５番の現地確認に参りました。
　４番のほうですが、参考の資料見てわかるとおり９３号線と飯田線の間に入っているところ、結局は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の会社

があそこに集積されたという形であります。大変にぎやかになるなというようなことで、なお、農地については何ら支障ございませんので、こちらのほうよろしくお願いします。
　なお、５番のほうでございますが、○○のほう、実は住所が○○○という、昔ここら辺は実は大変排水の悪いところでありましたけれども、現在該当する、申請する件より後ろのほう、まだ荒れ地の状態になっています。手がかけられないような農地が存在しているということですが、今回、向かいの○○○○○が気に入ったということで、これもまた地域の部分、何ら支障がないので、許可いただきますようよろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件６番並びに７番についてお願いします。

黒川委員　　１９番、黒川です。
　６番、７番の案件でございますけれども、１１月１日午後から事務局と現場を見ました。特に周辺の農地に対しては悪影響はないというふうに判断いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件８番から１０番についてお願いします。

足達委員　　２番の足達でございます。
　８番から１０番までの一時転用の案件につきましては、中仙分室の藤原主幹のもと、地域の担当の高橋推進委員とともに現地を確認いたしました。参考の図面、１５ページでごらんいただいてわかるとおりですけれども、面積６６０アールとありますけれども、３割ぐらいが実際の採取、砂利の採取、そして残りは表土の置き場と通路ということになっています。林道に面しておりまして、あと周辺は畑地ということで、周辺の農地には影響がないと思います。以下、事務局が説明したとおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

議　長　　ありがとうございます。
　案件１１番から１５番についてお願いします。

玉井委員　　１１番、玉井です。
　１０月３１日に現地を確認してきました。事務局の説明のとおり問題ありません。よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。
　案件１６番についてお願いします。

小松委員　　１２番、小松でございます。
　１０月２７日に現場を確認してまいりました。この２人は親戚関係でありますので、貸借に至ったわけでございます。周辺農地に対しましては何ら問題ありませんので、よろしくお願い申し上げます。

議　長　　ありがとうございます。
　案件１７番についてお願いします。

長澤委員　　２２番、長澤です。
　１７番の案件について説明します。

図面にて見られるとおり、鉄工所の進入路に沿ったところに農地がついておったわけで、進入路続きの転用になりますので、何ら問題なかろうかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査のほう、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号２番から１７番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号２番から１７番の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成２９年１１月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、１番についてご説明いたします。
２６ページでございます。
所有権を移転する農用地が、内小友○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○外田４筆、合計５筆の○○○○○○○○○○○○です。
所有権の移転をする者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、認定農業法人でございます。
理由といたしましては、この農地は現在、利用権設定で○○○○が○○○○に貸し付けているものでございますが、○○○○は今後も自作する意思がないことから、○○○○へ売買の相談をしたところ、○○○○がこれに、買い受けに応じたものでございます。
売買価格は総額で○○○○○、１０アール当たりでは○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、２７ページ、３番をごらんください。
所有権を移転する農地が、協和中淀川○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○外田

７筆、合計８筆、総面積○○○○○○○○○○○○です。
譲渡希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６１歳、譲受希望者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○３４歳、認定農業者です。
申請理由といたしまして、譲渡希望者の○○○○の負債整理によるもので、近隣を耕作し経営規模の拡大を図る○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○がこれに応じたものです。
売買価格は１０アール当たり○○○○○で、総額○○○○○○○○○○です。
なお、○○○○はもともと作業受委託により当該農地を耕作しており、両者の話し合いの結果、この売買価格となったものです。

２８ページ、５番を説明いたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○７６歳、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６７歳です。
申請理由といたしまして、当該農地は別の方と契約しておりましたが、返還されたため、近隣を耕作する○○○○に小作をお願いし、○○○○がこれに応じてくれたものであります。
設定期間は５年、賃借料は総数で○○○となっております。

続きまして、２９ページ、８番をごらんください。
利用権設定の更新で、利用権を設定する農用地は、大仙市寺館○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○外田１４筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定するのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○８７歳、利用権の設定を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６０歳、認定農業者です。
期間満了による利用権設定の更新で、賃借料は１０アール当たり○○○、期間は５年となっております。

３１ページ、９番を説明します。
利用権を設定する農地が、北長野○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○外２筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
理由は、期間満了により更新をするものであります。
設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。

３１ページから３２ページ、１１番をごらんください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○外田５筆、計田６筆、面積○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○７９歳○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○５２歳です。
申請理由といたしまして、○○○○が高齢のため労力不足であることから経営規模の縮小を考え、近隣を耕作する○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は３年、１０アール当たり賃借料は○○○○○です。

３３ページ、１５番をごらんください。
利用権を設定する農地は、大仙市払田○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○外田１筆、合計面積○○○○○○○です。
利用権設定の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○６７歳、設定を受ける方は、

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○４９歳、認定農業者です。
設定期間は５年、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○○○となっています。
賃貸借期間満了による更新です。

３５ページ、１９番から１０３番までです。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社となっております。
案件が多数ありますので、農地中間管理事業秋田県農業公社借受案件という別冊を作成いたしましたので、そちらもごらん願います。
なお、説明につきましては１９番から１０３番までの総括的にさせていただきますので、ご了承願います。
利用権を設定する農地は、１９番の角間川○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○外田５７３筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑１０筆○○○○○○○○○○○○、合計５８４筆○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、１９番の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を初め外８４名の方で、地域農業の集団の協力及び兼業や高齢に伴い労力不足のため貸し付けを希望している方々です。
設定期間は１０年２カ月となっており、こちらにつきましては秋田県の農用地利用配分計画の公告により貸し付けされることから、公告日までのタイムラグがあるためこの期間となっております。
１０アール当たり賃借料につきましては、田につきましては○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅があります。また、一部は使用貸借となっております。畑につきましては○○○○○○○として契約しているところもありますが、そのほとんどは使用貸借となっております。
なお、１件ごとの詳細につきましては、初めに申したとおり総括的な説明でございましたので、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

議案第４号について、今説明しました９２件のほかに、有償所有権移転２件、賃貸借権設定の新規２件、賃貸借権設定の更新８件がございます。
今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１件でございますが、１０アール当たり○○○○であります。これは、圃場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの賃借料の内容ですが、説明案件を除き１０アール当たり○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅がございます。これも地域の圃場等の条件や契約者双方の意向を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
渡邊委員。

渡邊委員　　渡邊です。
これはしっかりした返答はできないだろうなと思いながら、予想しながら言うんですけれども、今回の県のほうに契約した田畑、相当数の件数があるわけです。それで、範囲が３畝から２町７反という、いろんな面積の方々がおられると。
ところで、実はそういう方々について、離農給付金というか協力金がそれぞれの方々に、その面積あるいは条件等々において計算されていくわけなんですが、私ども、もしそういった場にあった場合、今何ぼもらえるのよとか、何ぼ来るやつよとか、何時よ、とかいろんなこと必ず説明、聞かれるわけです。ここには何らそういう金額が示されておらないわけですけれども、また、渡されました資料見ても何ぼから何ぼと

いうような数字が出ていなく、私どもが、ああ、これでなんぼくらいだ、ということしか想定できないわけです。
　そういったところで、せめて委員会のほうに、委員皆さん方はここからここまでお金払われましたよといったことが何ぼでもわかりやすくなれば、今後こういった話が該当者といたす場合に話がしやすい、進みがしやすいんじゃないかというような気がしますので、これまた個人情報だと言われればそういうところまでわからなければわかりませんけれども、いま少しわかりやすくしていただければなということで、ちょっと質問といえば質問ですけれども、どんなものでしょうかね。

議　長　　局長。

参　与　　先ほど渡邊委員申しましたように、集積協力金という形で前の離農給付金みたいなものですけれどもあります。ただ、それにつきましては、規定によりますと５反歩までが３０万円、２町歩までが５０万円、それから２町歩以上貸した人が７０万円というような規定がございます。ただ、それも補助金ですので、県に来た補助金が少なくなった……それで金額、これから補助金来るので、指定された５０万、７０万というのが一番最初に出来た時の金額なんですよ。ただ、それが前提の中で多ければ、離す人がおおければその金額が下がってくる可能性もあると聞きます。
　だから、この人に何ぼというようなことについては、農業委員会のほうでやっていないものですから、農業振興課のほうでそれ多分集計しているかと思いますので、もしわかった場合は、何々地区に幾らくらいということではお話はできると思いますが、先ほど言いましたように個人的なことについてちょっとお答えはできないので、あと今回の給付金の部分について、今月１１月までにかかった部分については、今年度の予算から出ますよということで今回限った格好でなってございます。これ以降につきましては、ちょっと県のほうの方針でわからないものですから、ちょっとお答えはできないということになります。すみませんが、よろしくお願いします。

渡邊委員　　たしか、何とか以内で下がっているんだよな。下がっているのは。ありがとうございます。
　我々、そういった相談受けた場合に、額面だけ見てしまえば、期待外れな状況がもしあった場合に、俺ら謝りに行かなきゃならないということになるんですね。ですので、ある程度そういうのがわかっていて、その範囲でやっていますよというような返事ができて、そしてお話ができるようなそういった体制、確かに一番最初出したのは３、５、７というのは記憶にありますし、それは離れていませんが、今は違いますよと言われていますのでそこら辺のところ、もうちょっとかみ砕いた説明があってくれれば、ちょっと私どもも伝えやすいなというふうに思いますので、要望いたします。

議　長　　齋藤委員。

齋藤委員　　すみません、中間管理機構について、こういうものが来ていますけれども、申しわけないけれども、管理機構はこういうふうに決まって公告されます。これはこう出される前に、相対みたいに決まってきているわけですので、でもこの農地はどこさ行くの。やっぱり前もってわかっているのであれば、わかった明細を教えてもらえない。それは可能ですか。

議　長　　局長。

参　与　　ちょっと不可能です。というのは、この施策そのものが、一度中間管理機構がお預かりして、そして配分するということで、齋藤委員言ったように、当然ある程度決まっていますということで、売りつけの段階で様式が２つつくられます。個人から中間

管理機構に行きますよと、それから中間管理機構から個人に行きますよという２つつくられますけれども、これやっぱりうちのほうに係るわけではなくて、県のほうの公告です。こちらのほうから公社にやって、公社で一度これを受けまして、この人たちに配分しますよというようなことで県公告になりますので、それがこの段階においてわかってはいないので、わかってはいないのでというか、ほとんどの売りつけの段階ではわかっていますけれども、県公告があって初めて有効になるということになりますので、今現在ではちょっと、今、齋藤委員がおっしゃったような形で最初から出すということはちょっと不可能だと思います。

齋藤委員　それをわかっていて、各地区の中で、うちのほうは明細もらっていますけれども、これはやっぱり今の市の方々でもこれちゃんとわかるように明確に、こいつはここさ行ったとわかるように教えてもらわねば。年に１回はそういうのやっていただきたいとそう思います。

参　与　先ほども言いましたように、そういう決定ではないので、県公告あって初めて決定ということになりますので、何とかご了承願いたいと思います。

議　長　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　これで、本日の日程全て終了しました。
そのほか事務局から何かありませんか。

参　与　次回の総会については１２月７日に開催予定でございます。場所につきましては、ここ神岡農村環境改善センターにおいて行いたいと思っております。時間につきましては、こちらのほうでちょっと検討させていただいて、後から通知等でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

議　長　委員の皆さんから何かありませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、以上をもちまして第５回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１１時２９分　閉会）